

○印西市立公民館の管理及び運営に関する規則

昭和54年2月1日教育委員会規則第1号

改正

昭和54年7月5日教委規則第3号
昭和58年3月29日教委規則第1号
昭和59年3月12日教委規則第11号
昭和62年3月13日教委規則第1号
昭和63年11月7日教委規則第4号
平成元年3月20日教委規則第2号
平成2年4月16日教委規則第6号
平成2年9月12日教委規則第9号
平成3年3月22日教委規則第2号
平成4年3月25日教委規則第4号
平成6年2月7日教委規則第2号
平成6年4月1日教委規則第9号
平成8年3月1日教委規則第13号
平成10年9月29日教委規則第8号
平成11年3月19日教委規則第3号
平成13年2月22日教委規則第1号
平成13年3月29日教委規則第6号
平成15年3月26日教委規則第3号
平成17年11月10日教委規則第8号
平成18年2月13日教委規則第1号
平成22年3月17日教委規則第7号
平成23年12月26日教委規則第5号
平成24年1月20日教委規則第2号
平成27年3月23日教委規則第8号
平成29年3月21日教委規則第7号
平成30年3月26日教委規則第7号
平成31年2月15日教委規則第1号
令和3年3月26日教委規則第2号
令和3年8月17日教委規則第6号
令和3年11月19日教委規則第10号
令和5年9月20日教委規則第9号

印西市立公民館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、印西市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和54年条例第2号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、公民館の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象区域)

第2条 条例第3条第2項に規定する公民館の対象区域は、別表のとおりとする。

(連絡調整)

第3条 印西市立中央公民館（以下「中央公民館」という。）は、通常の公民館業務のほか他の公民館の連絡調整に関することを行う。

(使用許可申請)

第4条 条例第4条の許可を受けようとする者は、印西市公共施設予約システムの利用等に関する規則（平成17年規則第68号。以下「予約規則」という。）に規定する使用許可申請書（第6号様式。以下「申請書」という。）を印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。ただし、予約規則第12条第4項の規定による場合は、申請書の提出があったものとみなす。

2 前項本文の規定による公民館の使用の許可の申請は、当該公民館を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までの間にしなければならない。ただし、教育委員会が特に理由があると認めたときは、当該期間外においても当該申請をすることができる。

(使用時間数)

第4条の2 公民館を使用することができる1月当たりの時間数は16時間以内とする。

2 使用日の属する月の2月前の月の16日以降の申請による公民館の使用は、前項の時間数を超えることができる。

(利用者登録による予約)

第4条の3 公民館を使用しようとする者は、予約規則に基づき、あらかじめ住所、氏名その他公民館の使用に関する事項について登録（以下「利用者登録」という。）をすることができる。

2 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の初日から7日までの間に、予約規則に基づき、使用の許可の申請の予約（以下「予約」という。）をすることができる。なお、予約は、利用者登録した公民館に限るものとし、1月16時間以内とする。

3 教育委員会は、前項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき公民館の施設の数を超えるときは、抽選により使用の許可の予定者（以下「使用予定者」という。）を決定する。

4 教育委員会は、第2項の規定により予約をした者の数が使用に供すべき公民館の施設の数を超えないときは、当該予約をした者を使用予定者として決定する。

5 利用者登録をした者は、使用日の属する月の2月前の月の9日から使用日の3日前までの間に予約規則に基づき、随時予約をすることができる。この場合において、教育委員会は、当該予約をした者を使用予定者として決定する。なお、随時予約は、第2項に規定する予約時間も含め1月16時間以内と

する。

6 使用予定者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間内に第4条第1項に規定する申請書により、申請をしなければならない。

(1) 第3項及び第4項の規定により使用予定者として決定された者 使用日の属する月の2月前の月の9日から15日（その日が第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日）まで

(2) 前項の規定により使用予定者として決定された者 使用予定者として決定された日から使用日の3日前（その日が第6条に規定する休館日であるときは、教育委員会が別に定める日）まで

7 教育委員会は、前項各号に掲げる者が、当該各号に定める期間内に申請をしないときは、使用予定者としての決定を取り消すものとする。

(使用の許可)

第4条の4 教育委員会は、第4条の規定による申請が適当であると認めるときは、予約規則に規定する使用許可書（第7号様式。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。ただし、予約規則第13条第2項の規定による場合は、許可書の交付をしたものとみなす。

(開館時間)

第5条 公民館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、午後9時まで開館することができる。

(休館日)

第6条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 定期休館日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する日に当たるときは、その翌日とする。）

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 年始休館日 1月2日、3日及び4日

(4) 年末休館日 12月28日、29日、30日及び31日

(5) 臨時休館日 特別の事情により、教育委員会が休館を必要と認めた日

(使用料減免団体)

第6条の2 条例第9条第3号に定める公共的団体とは、町内会、自治会等の住民自治組織団体をいう。

(損害賠償)

第7条 公民館の利用者が、公民館の施設、設備及び備品を破損し、汚損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(館長の職務)

第8条 館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 館長は、公民館の施設及び設備の管理及び保全に努めなければならない。

3 館長は、担当の業務の円滑な運営を図るため、必要に応じ、班の責任者（以下「主任」という。）を指定する。

(職員の仕事及び職務)

第9条 条例第11条において公民館に置くことができる職員(館長を除く。)の仕事及び職務は、次のとおりとする。

職	職務
副館長	館長を補佐し、館長に事故あるときは、その職務を代理する。
副参事 主幹 副主幹 主査 主査補	上司の命を受け、所掌事務を掌理する。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。
主任主事 主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。

2 前項に掲げるもののほか、印西市職員の再任用に関する条例(平成22年条例第4号)及び一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成19年条例第24号)に規定する職員を置くことができるものとする。

(主任の職務)

第10条 主任は、上司の命を受け、担当する班の事務を管理する。

(事務分掌)

第11条 公民館に置く班及びその事務分掌は、次のとおりとする。

指導班

- (1) 公印の保管に関すること。
- (2) 文書の收受及び発送に関すること。
- (3) 文書、帳簿の整理及び保存に関すること。
- (4) 庶務及び会計に関すること。
- (5) 資料、統計、調査及び広報に関すること。
- (6) 施設及び設備の維持及び管理に関すること。
- (7) 公民館事業の実施に関すること。
- (8) 関係機関及び各種団体との連絡に関すること。
- (9) サークル活動、グループ活動等の育成及び指導に関すること。
- (10) 各種展示資料及び学習資料の収集及び利用に関すること。
- (11) 有料公園施設、文化ホール、中央駅前地域交流館、地域福祉センター及び老人福祉センターの使用手続に関すること。
- (12) その他社会教育活動に関すること。

(臨時又は非常勤の職員)

第12条 公民館には、第9条に定めるもののほか、必要に応じ、臨時又は非常勤の職員を置くことができる。

(事業計画及び事業報告)

第13条 館長は、年2回、事業計画及びその実施状況を教育委員会及び印西市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

（公民館運営審議会）

第14条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第15条 審議会は、定例会及び臨時会とし、委員長がこれを招集し、主宰する。

2 定例会は、年2回招集とし、臨時会は、必要の都度招集する。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（審議会の庶務）

第16条 審議会の庶務は、中央公民館において処理する。

（事務処理）

第17条 公民館における事務処理については、印西市教育委員会事務局の取扱いの例による。

2 館長の専決事項は、次のとおりとする。

（1）開館及び閉館時刻の変更に関する事項

（2）使用許可に関する事項

（3）使用者の申請に基づく使用の取消し及び変更の承認に関する事項

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、公民館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月5日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の印西町立公民館の管理及び運営に関する規則の規定は、昭和54年7月1日から適用する。

附 則（昭和58年3月29日教委規則第1号）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月12日教委規則第11号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月13日教委規則第1号）

この規則は、昭和62年4月13日から施行する。

附 則（昭和63年11月7日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月20日教委規則第2号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月16日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年9月12日教委規則第9号）

この規則は、平成2年10月15日から施行する。

附 則（平成3年3月22日教委規則第2号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月25日教委規則第4号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月7日教委規則第2号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日教委規則第9号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月1日教委規則第13号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年9月29日教委規則第8号）

この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成11年3月19日教委規則第3号）

この規則は、平成11年4月26日から施行する。

附 則（平成13年2月22日教委規則第1号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日教委規則第6号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日教委規則第3号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月10日教委規則第8号）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年2月13日教委規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、この規則による改正後の第4条の2第1項に規定する利用者登録は、この規則の施行前に予約規則の規定により行うことができる。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の規定によりなされた申請及び許可は、この規則による改正後の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則の規定によりなされた申請及び許可とみなす。

附 則（平成22年3月17日教委規則第7号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成23年12月26日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 1 月20日教委規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
（準備行為）
- 2 前項の規定にかかわらず、中央駅前地域交流館の使用に関し必要な手続は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成27年 3 月23日教委規則第 8 号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月21日教委規則第 7 号）

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月26日教委規則第 7 号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 2 月15日教委規則第 1 号）

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月26日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 8 月17日教委規則第 6 号）

この規則は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年11月19日教委規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の印西市立公民館の管理及び運営に関する規則、印西市立中央駅前地域交流館の設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立図書館設置条例施行規則、印西市文化ホールの設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立印旛歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則、印西市立木下交流の杜歴史資料センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び印西市文化財保護条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、所要の調整を行って使用することができる。

附 則（令和 5 年 9 月20日教委規則第 9 号）

この規則は、令和 5 年10月 1 日から施行する。

別表（第 2 条）

名称	対象区域
印西市立中央公民館	木下小学校区 大森小学校区
印西市立小林公民館	小林小学校区 小林北小学校区

印西市立そうふけ公民館	高花小学校区 西の原小学校区 原小学校区 船穂小学校区 木刈小学校区 内野小学校区 原山小学校区 小倉台小学校区 牧の原小学校区
印西市立印旛公民館	六合小学校区 平賀小学校区 いには野小学校区
印西市立本埜公民館	本埜小学校区 滝野小学校区